

－ 許 可 条 件 －

- 1 この許可書は、青森市スポーツ会館を使用する前に事務室受付に提示してください。
- 2 青森市スポーツ会館の使用の権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
- 3 既に納めた使用料は、条例に定める場合以外は、お返しできません。
- 4 準備及び後始末は、許可された時間内に使用者側で行ってください。
- 5 催し物等に使用の場合は、プログラム等を提出し必要な事項を事前に係員と打ち合わせをしてください。
- 6 青森市スポーツ会館内外の秩序保持のため、必要な整理員を配置してください。
- 7 建物及び附属設備等を破損、汚損又は滅失したときは、何人の行為であっても、使用者がその損害を賠償しなければなりません。
- 8 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないでください。
- 9 土足禁止の場所においてはシューズ等に履き替えてください。
- 10 青森市スポーツ会館及び附属設備等の使用に当たっては、すべて職員の指示に従ってください。